

サマージャンポ宝くじの販売

この宝くじの収益金は、明るく住みよいまちづくりに使われています。収益金は兵庫県内の販売実績に応じて交付されます。ぜひ、兵庫県内の宝くじ売り場でご購入ください。



▶発売期間 7月9日(月)～27日(金)
▶抽選日 8月7日(火)
公益財団法人 兵庫県市町村振興協会
☎078(322)1151

※面接相談については、電話相談により事前予約が必要です。



ひょうご被害者支援センター
ひとりで悩んでいませんか？

大切な家族や自分自身が、**犯罪被害や事故に巻き込まれる**ことは残念ながら誰にでも起こりうることです。
突然の被害や事故に遭うと、精神的に不安定になったり、正しい判断ができなくなる場合があります。

このようなこころの悩みを相談してみませんか？

ひょうご被害者支援センター

「NPO法人ひょうご被害者支援センター」では、被害者などが安心して支援を受けることができるとして、兵庫県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けています。

- ▼面接相談
 - ・法律相談 弁護士による法律相談
 - ・心理相談 臨床心理士によるカウンセリング
- ▼電話相談
 - ・祝日を除く火・水・金・土曜日
 - ・午前10時～午後4時

- ▼講師 小村智香子氏(RT Aロイヤルセラピスト)
- ▼定員 先着15組
- ▼対象 平成23年11月～24年4月1日に生まれた乳児
- ▼参加費 オイル代200円
- ▼持ち物 バスタオル、水分補給のための飲み物

▼日時 7月18日(水) 午前10時～11時

▼場所 南部子育て支援センター

0歳児「よちよち」ベビーマッサージ

ホホバオイルを使ったベビーマッサージです。ママの温かい手のぬくもりと優しい声で赤ちゃんの心と体をリラックスさせてあげながら、お母さんもゆったりとした時間を過ごしませんか。

HARIMACHO KOSODATE
播磨町こども子育て支援センター

- ▼わくわく森支援センター 南部子育て支援センター ☎079(437)4188
- ▼ニッコの森支援センター 北部子育て支援センター ☎078(944)0717
- ▼福祉グループ ☎079(435)2362

▼申込み・問合せ 7月2日(月)午前9時より受け付けます。参加費を添えて申し込んでください
南部子育て支援センター ☎079(437)4188

8月の予定

「よちよち」「ぐんぐん」「のびのび」は、同じ年齢の親子で過ごします。申し込みは不要です。直接子育て支援センターにお越しください。
▶持ち物 名札、水分補給用の水筒、汗ふきタオルなど
※駐車場が少ないので、徒歩、自転車でお越しください。

| 対象 | 日時・定員 | |
|--|---|--|
| | 南部子育て支援センター | 北部子育て支援センター |
| ◎0歳児「よちよち」 平成23年4月2日～24年4月1日生の子どもと保護者 | 8月1日(水) 10:00～11:30 ※わくわくさろん受付時間 10:00～10:45 | 8月8日(水) 10:00～11:30 ※ニッコさろん受付時間 10:00～10:45 |
| ◎1歳児「ぐんぐん」 平成22年4月2日～23年4月1日生の子どもと保護者 | 8月2日(木) 13:00～16:00 | 8月2日(木) 13:00～16:00 |
| ◎2歳児「のびのび」 平成21年4月2日～22年4月1日生の子どもと保護者 | 8月20日(月) 13:00～16:00 | 8月20日(月) 13:00～16:00 |

福祉医療制度などについて

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

福祉医療制度は、国民健康保険または職場の健康保険などのいずれかの健康保険に加入している一定所得以下の老人、障がい者(児)、乳幼児など、児童、母子家庭、父子家庭、遺児の方に、健康保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成し、安全・安心な社会づくりを推進する施策の一環として大きな役割を果たしています。

現在受給者証をお持ちの方については6月末頃に更新を行い、継続して各福祉医療制度に該当する方には新しい受給者証(うぐいす色)を郵送します。ただし、制度改正によって前年度と所得などが変わらなくても非該当となることがありますので、ご注意ください。

※新たに対象となる方は、健康保険証・印鑑・平成24年度所得課税証明書(平成24年1月2日以降に転入された方)・障害者手帳(障害者・高齢障害者医療費助成制度対象者)を持参の上、保険年金グループまで申請してください。詳しくは保険年金グループまでお問い合わせください。

| | | 内容 |
|-------------------------|--------|---|
| 老人医療費助成事業 | 対象者 | 65歳以上69歳以下の方 |
| | 所得制限基準 | 町県民税非課税世帯かつ本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方 |
| | 一部負担金 | 定率2割負担【所得を有しない方は1割負担】 |
| 障害者医療費助成事業・高齢障害者医療費助成事業 | 対象者 | ・障がい程度1級・2級・3級(内部障害のみ)の身体障がい者 ・知的障がい者(療育A・B1判定) ・精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級所持者)ただし、精神疾患による医療を除く一般医療が対象 |
| | 所得制限基準 | 世帯の町民税所得割税額合計額が23.5万円未満の方 |
| | 一部負担金 | 外来 1医療機関あたり、1日600円を限度に月2回(1,200円まで)の負担【所得を有しない方は、1日400円を限度に月2回(800円まで)の負担】 入院 定率1割負担(負担限度額月額2,400円) 【所得を有しない方は、月額1,600円】 ※長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は、4ヵ月目以降の一部負担金なし |
| 乳幼児等医療費助成事業 | 対象者 | 出生から小学3年生まで |
| | 所得制限基準 | 所得制限なし |
| | 一部負担金 | 外来 一部負担金なし 入院 一部負担金なし |
| こども医療費助成事業 | 対象者 | 小学4年生から中学3年生まで(ただし、中学1年生から中学3年生については、入院医療費助成のみ) |
| | 所得制限基準 | 世帯の町民税所得割税額合計額が23.5万円未満の方 |
| | 一部負担金 | 外来 医療保険制度における自己負担額の1/3を助成 入院 医療保険制度における自己負担額の2/3を助成(病院窓口にて3割負担した後、申請により役場から償還払いとなります。) ※長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は、4ヵ月目以降の一部負担金なし |
| 母子家庭等医療費助成事業 | 対象者 | 20歳に達した年度末までの児童を監護する母または父及びその児童、遺児 |
| | 所得制限基準 | 児童扶養手当の所得制限を準用 |
| | 一部負担金 | 外来 1医療機関あたり、1日600円を限度に月2回(1,200円まで)の負担【所得を有しない方は、1日400円を限度に月2回(800円まで)の負担】 入院 定率1割負担(負担限度額 月額2,400円) 【所得を有しない方は、月額1,600円】 ※長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は、4ヵ月目以降一部負担金なし |

※所得を有しない方とは、町県民税非課税世帯で世帯全員の前年の所得がない方(年金収入が80万円以下かつ、所得がない方)です。